○国土交通省告示第六百六十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年五月八日付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5328号	航海用レーダー	ＦＡＲ－3220－20ＣＦ	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町９番52号
第5329号	〃	ＦＡＲ－3230Ｓ－36ＣＦ	〃	〃
第5330号	〃	ＦＡＲ－3320－24ＣＦ	〃	〃
第5331号	〃	ＦＡＲ－3330Ｓ－36ＣＦ	〃	〃
第5332号	〃	ＦＡＲ－3330Ｓ－ＳＳＤ－36ＣＦ	〃	〃
第5333号	自動物標追跡装置	ＦＡ－3200	〃	〃
第5334号	自動衝突予防援助装置	ＦＡ－3300	〃	〃

○東北地方整備局告示第百十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十七年五月二十一日

東北地方整備局長　縄田　正

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類

１　大谷川地区海岸改修工事（宮城県石巻市大谷川浜小浜山地内から同市大谷川浜二重坂地内まで）

２　県道女川牡鹿線改築工事（宮城県石巻市大谷川浜小浜山地内から同市大谷川浜二重坂地内まで）

第３　起業地

１　第２の１に係る事業

⑴　収用の部分　宮城県石巻市大谷川浜小浜山、苗代目、大谷川二番、前原、大谷川、川向及び二重坂地内

⑵　使用の部分　なし

２　第２の２に係る事業

⑴　収用の部分　宮城県石巻市大谷川浜小浜山、苗代目、大谷川二番、前原、大谷川、川向及び二重坂地内

⑵　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

申請に係る事業は、宮城県石巻市大谷川浜小浜山地内から同市大谷川浜二重坂地内までの延長459.7ｍの区間（以下「本件海岸区間」という。）における「大谷川地区海岸改修工事」（以下「本件海岸事業」という。）である。

本件海岸事業は、海岸法（昭和31年法律第101号）第２条第１項に規定する海岸保全区域内にある海岸保全施設に関する事業であり、法第３条第10の２号に掲げる海岸法による海岸保全施設に関する事業に該当する。

⑵　第２の２に係る事業

申請に係る事業は、宮城県石巻市大谷川浜小浜山地内から同市大谷川浜二重坂地内までの延長584.7ｍの区間（以下「本件道路区間」という。）における「県道女川牡鹿線改築工事」（以下「本件道路事業」という。）である。

本件道路事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件海岸事業及び本件道路事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

海岸保全区域の管理は、海岸法第５条第１項の規定により都道府県知事が行うものとされており、本件海岸区間に係る区間は同法第３条第１項の規定に基づき宮城県知事が指定した海岸保全区域であることなどから、また、県道女川牡鹿線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により宮城県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により宮城県が道路管理者であることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

ア　第２の１に係る事業

三陸南沿岸は、岩手県宮古市の鮭ヶ崎から宮城県石巻市の黒崎までの約873㎞の半島と入江が交互に連なる複雑な海岸線を呈したリアス式海岸であり、このうち、大谷川地区海岸は、宮城県石巻市の鮫浦湾奥部に位置する全長488ｍの海岸である。

三陸南沿岸は、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、沿岸には多くの港湾や漁港が立地し、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んであったが、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等（以下これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

三陸南沿岸の海岸保全対策は、平成12年５月に海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針が策定されたことを受けて、平成16年３月に三陸南沿岸海岸保全基本計画（以下「基本計画」という。）が策定され、基本計画等に基づき、数十年から百数十年に一度程度の比較的発生頻度の高い津波に対して対処できる防護水準とすることを目標として、順次防潮堤等の海岸改修が実施されている。

本件海岸事業は、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件海岸区間について、防護水準であるＴＰ（東京湾平均海面）＋9.1ｍを確保するために計画された海岸改修事業であり、本件海岸事業の完成により、本件海岸区間に防潮堤が整備されることから、津波、高潮等による被害の軽減に寄与することが認められる。

イ　第２の２に係る事業

本路線は、宮城県牡鹿郡女川町を起点として石巻市に至る延長約26㎞の路線である。

本路線は、地形的制約から三陸南沿岸に沿うように配置され、迂回する道路もないことなどから、地域住民による地域内交通に利用されているほか、東日本大震災により被災した石巻市の復興に必要な人的支援、物資、作業車両、資材等の供給における緊急輸送道路としても機能している。

しかしながら、本件道路区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、東日本大震災により、大谷川地区海岸に既設の防潮堤とともに消失し、道路が分断されたことから、応急的な措置として、仮設道路の設置により交通を確保している状態にあり、地域の主要な幹線道路としての機能を十分に発揮し得ない状況にある。

本件道路事業の完成により、東日本大震災により分断された本路線が復旧されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。